

東南アジア学会第93回研究大会 愛媛大学・城北キャンパス  
5月30日(土) 要旨集

会場：共通教育講義棟2階

11:30 参考上映『いのちを紡ぐ-北タイ・HIV陽性者の12年』 [会場：講21]  
撮影・編集・監督・製作 直井里予 (日本-タイ/2013/60分/タイ語 (日本語字幕) /DV/Color)

12:00 受付開始 [場所：講義棟1階]

12:50 開会の辞 [会場：講24]  
大会準備委員長 菅谷成子 (愛媛大学)

自由研究発表 (報告20分、質疑応答10分、移動・準備5分)

〈第一セッション〉 [会場：講24] 座長：渡辺 佳成 (岡山大学)

13:00-13:35 アンコールにおける個人崇拜の展開と地方統治  
松浦史明 (上智大学/学振特別研究員PD)

13:35-14:10 自国史の再編—ポル・ポト体制後の「カンボジア史」構築  
新谷春乃 (東京大学・院生/学振特別研究員DC1)

14:10-14:45 東南アジア大陸部山地史研究における歴史的想像の役割  
今村真央 (京都大学東南アジア研究所・機関研究員)

〈第二セッション〉 [会場：講21] 座長：馬場 雄司 (京都文教大学)

13:00-13:35 ベトナム社会におけるバリアフリー—政府、事業者、障害者の関係から  
上野俊行 (東京大学・学術研究員)

13:35-14:10 北部タイにおけるHIVをめぐる社会関係のダイナミクス—ドキュメンタリー映画『いのちを紡ぐ—北タイ・HIV陽性者の12年』制作に伴う考察  
直井里予 (京都大学東南アジア研究所・機関研究員)

14:10-14:45 図書館コレクションからみた初期東南アジア研究の興隆—コーネル大学  
エコルスコレクションを中心に—  
北村由美 (京都大学附属図書館研究開発室)

14:45-15:00 休憩

〈第三セッション〉 [会場：講24] 座長：河野 佳春（弓削商船高等専門学校）

15:00-15:35 都市カンボンにおける「共生」に関する一考察—2013年カンボン調査に  
みるチョンデッ地区における混淆エスニックの事例から

細淵倫子（首都大学東京・院生）

15:35-16:10 現代タイにおける政治混乱への司法の関与

玉田芳史（京都大学）

〈第四セッション〉 [会場：講21] 座長：植村 泰夫（広島大学・名誉教授）

15:00-15:35 「大東亜」戦争期日本のタイ語プロパガンダ誌—『カウパアプタワンオ  
ーク』を中心に

加納寛（愛知大学）

15:35-16:10 1930年代の英領マラヤにおけるマレー人の地位をめぐる論争—ジャウイ  
新聞『マジュリス』の分析から

坪井祐司（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・研究機関  
研究員）

16:20-17:20 会員総会 [会場：講24]

17:20-18:20 東南アジア史学会賞受賞記念講演 [会場：講24]

ジャワの19世紀をどう記述するか—写本に見るインドネシアのイス  
ラーム潮流

菅原由美（大阪大学）

18:30 懇親会 [会場：愛媛大学城北キャンパス大学会館2階リーセス]

参加費3000円（一般・学生会員とも）

アンコールにおける個人崇拜の展開と地方統治

松浦史明（上智大学総合グローバル学部／日本学術振興会特別研究員 PD）

本報告では、9～14 世紀のアンコール期カンボジアにおける彫像の造立に関する刻文史料の検討を通じて、当時の個人崇拜のあり方とその展開を考察し、その上で、権力強化をめぐる中央の王権と地方の有力者との関係の変化について論じる。特に、古クメール語の刻文史料にみられる個人のルーパ（rūpa＝彫像、姿）を造像する事例を取り上げ、古くから神権政治的側面が語られてきたアンコールにおける王権と地方統治について再考する。

アンコールにおいては、その最初期から彫像に個人の特性を込める伝統が刻文史料の表現の中にみられる。これらの彫像が厳密な意味での肖像（個人の似姿）であるかどうかは分からないものの、人物像や神像の形で特定の個人を想起させるような例が散見される。これが明瞭な形でみられるようになるのはアンコール期ヤショーヴァルマン 1 世時代（889～910 年頃）に入ってからである。そして、10 世紀後半になると、新たな展開をみせる。特に重要なのは 972 年のプラサート・コンプス碑文（K.669）と 979 年プラサート・チャー碑文（K.257）で、それぞれ存命中の人物を含む彫像や、「個人の姿をとった神像」について明示的な言及がみられる。その後、11 世紀には特に注目すべき事例はなく、アンコール末期である 12 世紀末から 13 世紀初めのジャヤヴァルマン 7 世期に至って、「個人の姿をとった神（仏）像」の表現が爆発的に増加する。

個人の彫像を造立することについては、個人の神格化と直接に結びつけることは危険であるものの、造立者の権威伸長に寄与した、あるいは権威の大きさの表れであることは間違いないであろう。そして重要な点として、このような慣行は、王のみに限られた特権ではなく、少なくとも 10 世紀後半以降に一般化・地方化が進んだと考えられ、「王は自身の彫像を安置することによって王権強化を図った」と単純にみなすことはできない。

以上のことから、少なくとも 10 世紀後半以降には王権強化の方策の一つとしての個人崇拜は岐路に立たされたと考えられる。地方勢力が台頭し、在地有力者たちがそれぞれ、かつて王がしたのと同じような権威強化の手段を用いてくることに対して、中央の王権側は新しい対応をとることを迫られた。その結果の一つの表れとして、ジャヤヴァルマン 7 世期の「個人の姿をとった神（仏）像」表現の爆発的増加があったのではと考えられる。

自国史の再編—ポル・ポト体制後の「カンボジア史」構築

新谷春乃（東京大学大学院・院生／日本学術振興会特別研究員 DC1）

ポル・ポト体制崩壊から 7 年後、同体制崩壊後最初の通史が歴史教科書の中で提示された。他教科の教科書が次々と作成される中、歴史教科書の作成は「遅れた」と評価されてきたが、当時の状況を鑑みると、決して「遅れた」と言い切れない。本報告では、1979 年のポル・ポト体制崩壊から 1980 年代後半までのカンボジアにおける自国史再編の試みに焦点を当て、その中でいかなる歴史観が構築されたかを明らかにする。

カンボジア史をめぐる歴史叙述は、フランス植民地期に構築された枠組みを基礎とする。反植民地ナショナリズムを掲げた勢力が独立後の政治の主流とならず、通史の枠組みも含めた植民地期の遺制は一掃されなかった。その通史の枠組みは、カンボジア人をインドシナ半島最古の民族と位置づけ、栄光のアンコール時代を築いたという国家の起源と民族の栄光に依拠する歴史観と、アンコール時代以降に隣国から侵略されて衰退したという被害者としての歴史観で構成される。この双方の歴史観こそがカンボジアのナショナリズムの根幹を支えるものと見なされ、独立後の各体制の為政者にもその傾向が見られると指摘されてきた。一方で、本報告が射程とする 1980 年代は、独立後最も長く統治を続ける現人民党政権の起点でありながらも、資料公開の制約から十分研究されてきたとは言い難い。王を否定し、ベトナムによる侵略を言及せず、共産主義運動の視点から自国史を語り直す試みは、従来の歴史観の再検討を必要とし、ベトナム人顧問によるチェック体制下に置かれた。それは、革命家でなくポル・ポト体制以前に教育を受けた元教員や学位保持者が担った。

1980 年代の自国史再編の試みを、当時の教科書、省庁発行の報告書、官報といった文献資料と当時の関係者へのインタビュー調査を元に、2 つの時期に区分して検討する。前半は 1980 年代初頭の時期である。1981 年より初等教育の教科書に歴史が導入され、革命家の見本として植民地体制下の反仏反乱指導者が英雄化され、ポル・ポト体制下の被害とその復興に焦点が当てられた。宣伝文化省はアンコール遺跡群をはじめとする古代寺院と並列して、ポル・ポト体制下の犯罪現場の保存を掲げ、ポル・ポト体制下での破壊からの復興という文脈にアンコール時代の歴史遺物を位置づけた。博物館事業も同様で、国民が共有すべき記憶としてポル・ポト体制を歴史として総括した。後半は 1980 年代半ば以降で、カンボジアの通史が完成した時期である。ベトナム人顧問による度重なる査定を通過した通史は、従来の歴史枠組みを維持したが、その衰退の時期はより長く、1979 年までとされた。ベトナムにとって不都合な歴史観は排除されたが、被害者としての歴史意識はその加害者の枠組みを拡大し、ベトナム人民と共有するものとされ、その最たるものとしてポル・ポト派を位置づけた。このような歴史観は、カンボジア国内におけるベトナム人顧問の存在を正当化すると同時に、ポル・ポト体制の被害者としての国民像を強化した。ベトナム人顧問の撤退後、ベトナムと共有する被害者としての歴史観は姿を消したが、ポル・ポト体制の被害者としての歴史意識は現政権の政治思想の通奏低音として現在に至るまで維持され続けている。

東南アジア大陸部山地史研究における歴史的想像の役割

今村真央（京都大学東南アジア研究所機関研究員）

本報告では、ジェームズ・スコットの東南アジア山地（「ゾミア」）論の分析を通して、歴史叙述における歴史的想像力の役割を考察する。「ゾミア」という名称を最初に提唱したファン・スヘンデルは、アジア辺境に焦点を当てることによって地域研究の静的な枠組みを批判した。これに対してスコットは、これまでマイクロ・レベルの事例研究によって主に進められてきた山地研究を批判するのみならず、この広大な地帯の二千年史を提示することによって「ゾミア」を一つの実体として描いた。しかしこのゾミア史は、米国の建国神話フロンティア論を下敷きにしたメタ・ナラティブであり、歴史叙述を最終的に支えているのは、実証的データよりも歴史的想像力である。報告では、ゾミア史を事例研究のレベルで反証することの困難さを確認した上で、その歴史物語をメタ・ナラティブとして分析することを提唱する。また、東南アジア山地史のメタ・ナラティブの例として、ミャンマー北部のカチン人が今日語るキリスト教福音主義的史観と、一時期日本で盛んに議論された照葉樹林文化論を取り上げる。これらの比較を通して、歴史叙述における実証と想像の関係を考察したい。

ベトナム社会におけるバリアフリー—政府、事業者、障害者の関係から

上野俊行（東京大学総合文化研究科・学術研究員）

本報告は、ベトナムにおける障害者の社会参加の手段としてバリアフリー（以下、BF）を研究するものである。同国における障害者の割合は東アジアにおいて最多という報告もある。このため、障害者が社会参加できる BF 環境がより必要とされる。しかし、ベトナムの BF ツールを実際に利用してみると、実用的とは言いがたい。

一般に BF が進展しない理由として、第一に国家の経済政策が社会政策よりも優先されること（政治的要因）、第二に社会における少数ユーザである障害者のためのバリアフリーは費用対効果から損失と考えられること（経済的要因）、第三にバリアフリーは社会にとっての最大多数の最大幸福とはならないので需要が起きにくいこと（社会的要因）、さらに第四としてベトナムのように、伝統的共同体にはお金をかけずに皆で助ければよいという相互扶助の慣習があること（文化的要因）が考えられる。

実際に BF を実現した北欧や米国であっても、BF 化への過程は容易ではなかった。当事者である政府、事業者、障害者の三者の関係では、BF 化への要求は障害者側から発せられ、事業者側は経済的負担を避けるために BF 化を拒否していた。当初は、傍観者である市民社会も経済的負担を考えて事業者側を支持していたが、最終的に障害者側を支持した結果、BF を実現した経緯がある。そこで、ベトナムにおいても実用的な BF を実現するために、この三者の関係から BF を見ていく。

ベトナム政府は 2007 年に「国連障害者権利条約」に署名し、2011 年に「障害者基本法」を施行し、現在は「国連障害者権利条約」への批准を目指している。政府主導で BF が進んだ結果、三大都市において事業者に BF のバスを走らせるところまで進んだ。しかしながら、現在も BF バスが継続しているのはホーチミンだけである。また、都市部に存在する BF のツールは実用的とは呼べないことが多い。このような BF の原因を政府、事業者共にベトナムの経済力と考えている。そして、ユーザである障害者側はこのような BF に不満を感じながらも、ベトナムは社会主義だから他国のように政府に主張できないと達観している。一方、このような三者の関係とは別に、2011 年、ハノイとホーチミンの住民（それぞれ 134 人、144 人）に意識調査を行った。BF バスが必要か否かの質問に対し、131 人(98%)、140 人（97%）が必要と回答したことから障害者側を支持していると考えられる。

実用的ではない BF ツールは、ベトナムにおける BF 問題の原因が経済力以外にも存在することの表れと考えられる。さらに住民の高い支持率にも関わらず、ハノイで BF バスが廃止された原因は何であるか。これらの問題意識から、BF バスが廃止された二都市と現在も BF バスが走る都市との違いを考察すると共に、高い支持率を得た BF バスに対し 2015 年 4 月にホーチミンで再び行ったアンケート調査からその高支持率の背景の分析を行う。

北部タイにおける HIV をめぐる社会関係のダイナミクスドキュメンタリー映画『いのちを紡ぐ—北タイ・HIV 陽性者の 12 年』制作に伴う考察

直井里予（京都大学東南アジア研究所・機関研究員）

本発表の目的は北タイにおける HIV をめぐる社会関係に関し、発表者が自ら制作したドキュメンタリー映画をもとに、北タイにおける HIV をめぐる社会関係の変容を明らかにすることである。これまで HIV 陽性者については、学術論文と映像のそれぞれで捉えられてきたが、本発表で両者を相互的に議論することを試みる。

北タイにおける HIV 自助グループをめぐる社会関係の変容に関する先行研究においては、田辺 [2008] が上からの統治に対して、「下からの自己統治」によって HIV 陽性者らが政策に対応していく過程や陽性者コミュニティが形成されることが提示されてきた。しかし、それは、日常生活への視点からとらえたものではなく、HIV 陽性者の日常における相互関係は十分に論じられてこなかった。そのため、日常生活から立ち上がるコミュニティの形成過程は明らかにされてこなかった。

本発表では、ドキュメンタリー映画『いのちを紡ぐ—北タイ・HIV 陽性者の 12 年』において映像化したエイズ・デイケアセンターにおける自助グループの活動が公共空間を形成していく過程を論じる。その際、病院の管轄下におかれたエイズ自助グループと独立系自助グループの 2 つのグループの比較分析を行う。結論として、自助グループが関係を持続し展開していくためには、HIV 陽性者が日常生活における共同作業や会話を通してネットワークを構築できるような生活の土台、つまり生活空間の創出が重要であることを論じる。

また、映像は、HIV をめぐる関係の構成について今まで文章で十分表現できていなかった関係を身体・空間・表情などから捉えることができることを示す。そして、現場における調査者・映像撮影者とカメラの介在は、カメラ自身が公共空間の形成に深く関与していくことにより映像のリアリティが構成されることを論じる。そして、映像制作とフィールド調査の相互性について新しい可能性を示す。

『いのちを紡ぐ—北タイ・HIV 陽性者の 12 年』

撮影・編集・監督・製作 直井里予<日本-タイ/2013/60 分/タイ語（日本語字幕）/DV/Color>

映画公式 HP：<http://riporipo.com/inochi/index.html>

内容：前夫から HIV に感染したアンナは、村の病院に併設されたエイズ・デイケアセンター「幸せの家」でポムに出会い再婚。早朝は毎朝市場で卵売り、日中はデイケアセンターでスタッフとして働きながら、HIV 自助グループメンバーと、村の HIV 陽性の孤児たちの面倒をみている。『いのちを紡ぐ』は、HIV 陽性者とエイズ孤児、村人たち、病院、NGO 関係者などの血縁関係を越えた関係を 12 年間にわたり追いながら、北タイにおいて生み出された新たな人と人との関係を描く。

図書館コレクションからみた初期東南アジア研究の興隆—コーネル大学エコルスコレクションを中心に

北村由美（京都大学附属図書館研究開発室）

アメリカの大学図書館内の地域研究コレクションを訪問すると、しばしば同じ館内の別のコレクションとは全く違う空気が流れていることに驚かされる。そこに広がる英語以外の言語を中心とするコレクションの集成や、対象地域で話されている言語を理解するライブラリアンの存在など、地域研究コレクションならではの特徴は、同国における地域研究の発展とともに徐々に形作られてきたものである。

本発表は、第二次世界大戦後のアメリカにおける東南アジア研究の興隆過程を、重要な学術研究基盤の一つである図書館コレクションの分析から明らかにすることを目的としている。具体的には、アメリカにおける地域研究資料収集に関するマクロな動向の中で、世界有数の東南アジア・コレクションであるコーネル大学図書館エコルス・コレクションがどのように構築されていったかに焦点をあてる。

ここで取り上げるマクロな動向には二つある。一つは、地域研究の制度化過程における問題意識の共有である。東南アジア研究の制度化については、社会科学研究会議と米国学識社会評議会の共同で設立された「南方アジア研究委員会」で検討されたが、同会議では研究・教育の拡充に向けた具体的な数値目標とともに、ライブラリアンや博物館員などの育成や、図書館コレクション構築に向けた情報共有などについても、議論が交わされた。

二つ目は図書館界の動向である。第二次世界大戦後は、アメリカの大学図書館が大きな変貌を遂げた時期である。そのような中、地域研究に関連するところでは、アメリカ国外の出版物を学問分野や地域の主題別に参加館が収集を分担する壮大な「ファーミントン・プラン」が始動した。「ファーミントン・プラン」は、1942年に構想され、1948年より研究図書館協議会が主体となって、運用が開始した。

「ファーミントン・プラン」は理想と実態の乖離という問題を抱えていたが、コーネル大学エコルス・コレクションの場合、同プランへの参加によって東南アジア資料を収集していく責務を負ったと学内外に主張することで、コレクションの存在意義を全国の大学図書館の動向の中に位置づけることができた。「ファーミントン・プラン」はまた、米国議会図書館が主導して開始する PL480（農業貿易促進援助法：1954年成立、1958年改正）収集プログラムへの布石となった。

本発表では、これらの動向がコレクション形成に与えた影響を検討する。

都市カンポンにおける「共生」に関する一考察—2013 年カンポン調査にみるチョンデッ地区における混雑エスニックの事例から

細淵倫子（首都大学東京人文科学研究科・院生）

「共生」とはさまざまな違いがある人々が、自立し、相互に支え合い、主体的に暮らしていける社会を指している。自明のとおり、インドネシアという社会は、多様性の中の統一で成立し得た社会であり、その状況はジャカルタにおいても例外ではない。

ジャカルタ社会はバタフィア（現在のジャカルタ）成立以降、都市開発とともに形成された空間であるカンポンを主体として形成されてきた。そのため、ジャカルタ自身、1950 年代までは「カンブン・ブサル（ビック・ビレッジ）」と呼ばれ、カンポンの集合体であり、エスニシティごとの住み分けがなされてきた。それゆえ、エスニック・コミュニティ、エスニック・ネットワーク、そしてアソシエーションの側面からの研究がなされ、ジャカルタの社会は様々なエスニック・コミュニティが「共生」する社会として扱われてきた。しかし、1980 年以降、開発が加速化しジャカルタへ人口が大量流入してくると、エスニック間の婚姻関係が繰り返され、「ブタウィ」という概念が研究上でも着目され、それらの人々による空間を維持するあり方にも研究がむけられてきている。そして、それは 2000 年以降、近代化された空間以外の都市カンポンについてもその同質性、均質性が薄れていることが指摘され、都市における「共生」は、「混雑するエスニシティ」へと目が向けられるようになってきた。

このような背景を受け、本報告は現代のジャカルタ、都市カンポンにおいてどのようなエスニックが存在し、それがどのように混雑し、「共生」しているのかを考察することを目的としている。そこで本報告ではジャカルタ東部に位置するチョンデッ地区における混雑エスニックによる「共生」の状況をみるために、同地区世帯主 120 人への住民調査の結果を分析した。その結果、以下 2 点の知見が得られた。

第 1 に、1976 年、ジャカルタ州政府によって「ブタウィ」文化の保護地区に設定されたチョンデッでは現在も「ブタウィ」としての居住空間が地区外の人々に周知されているが、実際の居住者は「ブタウィ」は全体の 4 割にとどまっており、ジャワや他のエスニックがその多くを占めていること。第 2 に、エスニック間の婚姻関係は「ジャカルタで生まれた人」としての「ブタウィ」ではなく、エスニック間の婚姻とアイデンティティの生成、その活用方法に「ムルニ（生粋な）」と「チャンプル（混ざり合う状態）」の言説対抗の表れとして混雑エスニシティの生成が行われ、その共有によって「共生」が成り立っていること、が明らかとなった。

以上のチョンデッ地区における知見から、現代の都市カンポンにおいて単一エスニックとしての「ブタウィ」ではなく、「対抗的エスニシティ」を生成する多義的な混雑エスニシティを作り上げることにより、「共生」が可能となっているのではないかと仮説づけるに至った。

現代タイにおける政治混乱への司法の関与

玉田芳史（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）

タイの政治は 2005 年以後混乱を極めている。軍事クーデタが 2006 年と 14 年に勃発した。黄シャツのデモ隊（主力は都市中間層）と赤シャツのデモ隊（主力は農村部中間層と都市下層）が首都バンコクで何度も抗議集会を繰り返してきた。混乱の増幅に一役買って来たもう 1 つのアクターが司法である。裁判所は、タイの統治機関のなかにあって、不偏不党で誠実であると見なされ、国民の信頼を得てきた。しかしながら、政治事案への関与が増える（政治の司法化）と、公平中立な裁定者ではなく、政治対立の一方の当事者に荷担しているのではないかと疑われるようになってきた。本報告では、司法の政治化の一端を紹介し、それを可能にする要因を考察し、それが政治に与える影響を展望する。

タイの司法は 1997 年憲法で大きく変化した。1 つには最高裁を頂点とする司法裁判所が法務省から分離され、執政府との距離を広げた。もう 1 つには、司法裁判所とは別に、権力へのお目付役として憲法裁判所と行政裁判所が設置された。同時に、最高裁には政治家の事件を専門に扱う政治家事件部が設置された。裁判所の再編・強化に加えて、同憲法は、執政府ならびに立法府からの人事面・予算面での高い独立性のゆえに「独立機関」と総称される汚職防止取締委員会(NACC)、選挙管理委員会、会計監査委員会、オンブズマン、国家人権委員会などを設置した。これらの機関は、裁判所と目的や機能が類似し人事面でも関係が深いので、裁判所とともに「広義の司法」を構成していると思える。

広義の司法は、2005 年、08 年、13~14 年の 3 度にわたって、デモ隊や軍隊と波長を合わせて、選挙で選ばれた政権の打倒に寄与してきた。最たるものは憲法裁判所である。それは総選挙無効(2006、14 年)、第一党解党(2007、08 年)、首相失職(2008、14 年)、憲法改正違憲(2012、13、14 年)といったドラスティックな判断を下してきた。司法裁判所も公道や官庁を占拠するデモ隊の取締を差し止めてきた。独立機関の偏向は 2014 年総選挙で顕わであった。選挙管理委員会は総選挙の実施よりも先送りに熱心であった。人権委員会は選挙を妨害するデモ隊への人権侵害を心配した。オンブズマンは越権行為で総選挙無効を裁判所に訴えた。会計監査委員会は選挙費用の賠償を政権に請求し、NACC は当然の請求と主張した。こうしたお膳立てのおかげで、軍隊は難なくクーデタを決行できた。

司法は、政治対立の当事者になって批判を招くと、強硬策で乗り切ろうとしている。1 つは法廷侮辱罪である。裁判所や判決への批判は刑事罰の対象とされる。力による封じ込めである。君主制にとっての不敬罪と似通っている。もう 1 つは、君主への依拠である。判事は君主の名代であり、判決は君主のお言葉であるという主張がその典型である。司法裁判所は君主との特別な関係を誇示するロゴマークを 2001 年から用いている。いずれにしても、司法は、法律や判例から逸れた判決をも受容させようとして、君主制にますます依存し、君主制の権威を損ねるといふ悪循環に陥っているように見受けられる。これは「国王を元首とする民主主義体制」（プーミポン体制）の危機なのかも知れない。

「大東亜」戦争期日本のタイ語プロパガンダ誌—『カウパアプタワンオーク』を中心に  
加納寛（愛知大学国際コミュニケーション学部）

「大東亜」戦争期の日本にとって、東南アジア大陸部の中心に位置する独立国タイを政治的・軍事的に日本の傘下に収めることは、南進政策の重要な柱であった。そのため、タイに対しては、日本の影響力を高める文化宣伝活動が積極的に展開される必要があった。報告者のこれまでの研究からは、タイ国立公文書館史料の分析から、当時の日本が、写真展や雑誌、映画、ポスタなどを含む様々な媒体を駆使した多岐にわたる宣伝活動を活発に展開していたことが、具体的に明らかになっている。その中でも、日本によって刊行されたタイ語プロパガンダ誌は、従来、写真史研究の立場からの研究が盛んになされてきた。しかし、写真史の方面からの研究が主であるため、タイ語を用いた分析は十分になされておらず、その内容についてはほとんど研究されてきていない。また、これらのプロパガンダ誌に対するタイ側の反応についても、現地側の一次史料に基づく十分な分析はなされておらず、読者層や現地での受け取られ方などについてはほとんど分析されていない。

本報告では、これらタイ語プロパガンダ誌のうち、最も刊行が長期にわたったと考えられ全巻の残存が確認できる『カウパアプタワンオーク』に掲載された記事や企業広告等の分析を通して、「大東亜」戦争期の日本が、タイのどのような人々に対して、どのような日本像をアピールしようとしたかを、同時代の他の対外プロパガンダ誌と比較しながら、全体的に浮かび上がらせたい。さらに、タイ国立公文書館に所蔵されている宣伝局史料から、タイではそれらがどのように受け取られたかをとらえることによって、日本がタイに向けて展開したプロパガンダの内容を両面的に観察する。

観察の結果、日泰文化協定上では文化交流の双方向性が謳われながら、実際には日本からタイへの一方向の宣伝が展開されており、その内容を観察すると、とくに日本はタイ語プロパガンダ誌を通して女性を中心としたタイの人々に対する宣伝を志向し、日本の自然や文化の魅力というよりは、軍事・科学・産業の先進性といった面をアピールしようとしていたことが明らかになった。日本の魅力をアピールするための手段としては、舞台芸術や映画が重視されていたことも確認された。

また、タイ政府宣伝局史料からは、物資欠乏中の日本が無理をして特別に制作した豪華なタイ語プロパガンダ誌は、そうしたグラフ誌に飢えていたタイの人々の関心を一定程度集めることには成功したが、これらの配布や販売はタイ政府側の警戒を招き、妨害があったようであることがわかった。

このような日本のタイ語プロパガンダ誌をめぐる攻防の様相の観察を通して、「大東亜」戦争期における両国の関係性を再確認することができよう。

## 1930 年代の英領マラヤにおけるマレー人の地位をめぐる論争—ジャウィ新聞『マジュリス』の分析から

坪井祐司（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・研究機関研究員）

本報告は、1930 年代の英領マラヤにおけるマレー人の地位をめぐる論争について、ジャウィ（アラビア語表記のマレー語）の新聞『マジュリス Majlis』の分析を通じて再検討する。

マラヤでは、イギリスによるマレー人の行政的優遇政策をめぐる、1930 年代に官民あがての論争が展開された。マラヤ生まれの華人、インド人の移民二世が「現地人」としてマレー人と同等の権利を要求したのに対し、イギリス当局はマレー人の特権を擁護した。そこで問われたのは、行政的な優遇を受けるマレー人の資格、すなわちマレー人とはだれかというマレー人性であった。

この時代はマレー語ジャーナリズムの興隆期でもあり、マレー語新聞も論争に積極的に参加した。多民族の植民地都市クアラルンプルで 1931 年に発刊された『マジュリス』は、マレー人の主張を代弁するかたちで論争の一翼を担っており、そこから反対派の主張も含めて論争全体を俯瞰することができる。

分析から明らかになるのは、以下の二点である。第一に、マラヤの多民族社会における新聞の役割である。『マジュリス』にはマレー語・英語問わず多くの他紙からの引用があり、マレー人の意見を集約すると同時に、主に英語紙による他民族からのマレー人に対する批判への反論を行っていた。そこから、クアラルンプル、シンガポール、ときにロンドンにもまたがる多言語の言論空間の存在がうかがえる。民族ごとの代表者を通じた意見集約が行われたマラヤにおいて、新聞は民族の主張が交錯する場となった。イギリス当局もこうした新聞報道には関心・配慮を払っており、これらの言論活動は政策決定の一部としてもとらえられる。

第二に、この論争が現在のマレー人概念に与えた影響である。植民地統治下でマレー人は公的に定義されたものの、人口の流動性の高いマレー半島において、マレー人性もまた流動的であった。行政的権利を結びついたマレー人という枠組みは、それを批判する非マレー人や内部に参入しようとする外来のムスリムらによる挑戦を受け、論争を通じてその輪郭は常に再定義された。そうした相互作用の過程で、マレー人の代表者として王権の中心性が強化される一方、ジャワ、スマトラなどマレー半島外に出自を持つ人びとのマレー人性が強調された。多様な人びとが参加したこの論争は、人口の流動的な社会において、民族集団が他者との関係性のなかで動的に構築される過程の一部としてとらえられる。